

令和元年第4回

農業委員会総会議事録

- ・ 開催日 令和元年8月30日
- ・ 会場 深谷公民館・生涯学習センター大会議室

深谷市農業委員会

深谷市農業委員会会議録

招集期日	令和元年8月30日		開会場所	深谷公民館・生涯学習センター大会議室			
開閉の日時 及び宣言者	開	会	令和元年8月30日(金) 午後2時00分 議長				
	閉	会	令和元年8月30日(金) 午後2時50分 議長				
議長	会長 安藤 已喜夫						
委員出席状況							
議席番号	氏名		摘要	議席番号	氏名		摘要
1	吉田 光雄		出	21	森谷 敬治		出
2	柴崎 安雄		出	22	茂木 忠男		出
3	飯野 健彦		出	23	瀬山 郁三		出
4	安藤 已喜夫		出	24	川田 敏光		出
5	竹内 章公		出	1	井田 貢		出
6	岡 潔		出	2	橋本 登		出
7	野邊 美佐子		出	3	大澤 敏道		出
8	久保 行弘		出	4	蛭川 登		出
9	塚原 勝美		出	5	柳 一男		出
10	塚越 石夫		出	6	須藤 和彦		欠
11	新井 眞一		出	7	橋本 繁穂		出
12	丸山 佐知子		出	8	澁澤 隆之		出
13	栗田 裕可		出	9	塚原 昇		出
14	福島 明		出	10	秋山 務		出
15	木村 英昭		出	11	尾熊 博章		出
16	森 秀樹		出	12	根岸 邦治		出
17	長谷川 美智子		出	13	飯野 篤己		出
18	設楽 弥栄子		出	14	大澤 慶三		出
19	持田 實		出	15	石塚 保		出
20	新井 美津子		出	16	柴崎 立志		出
説 明 者	事務局長		石川 博				
	事務局次長		大木 保				
	局長補佐兼農地係長		大浜 和雄				
	農地係主任		小林 豊				
	農地係主任		山口 圭一				
	農地係主事		清水 周平				
参 与	産業振興部 部長		飯野 勇人				
	農業振興課 課長		葺塚 洋明				
	農業振興課 農業用地係長		福地 孝明				
	農業振興課 主事		山本 哲也				

深谷市農業委員会総会日程

令和元年8月30日(金) 午後2時から
深谷公民館・生涯学習センター 大会議室(1階)

1. 開 会

2. 議長選出

3. 議事録署名委員の指名

4. 議 事

- 1) 報告第 17 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 2) 報告第 18 号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出に対する専決処分について
- 3) 報告第 19 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について
- 4) 報告第 20 号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 5) 報告第 21 号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出(農業用施設)に対する専決処分について
- 6) 報告第 22 号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 7) 議案第 17 号 農用地利用集積計画の決定について
- 8) 議案第 18 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 9) 議案第 19 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について
- 10) 議案第 20 号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消申請承認について
- 11) 議案第 21 号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について
- 12) 議案第 22 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
- 13) 議案第 23 号 農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見について

5. 閉 会

会 議 件 名		て ん 末	
会 議	開会	局 長	それでは、ただ今から、令和元年第4回深谷市農業委員会総会を開催いたします。
	欠席委員の報告	局 長	まずはじめに本日は欠席委員の方はいらっしゃいません。従いまして、委員24人中 24人が出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しておりますことを報告します。
	議長の選出	局 長	次に議長の選出を行います。 深谷市農業委員会総会会議規則第3条に会長が議長となる旨、規定されているため、安藤会長にお願いいたします。
	議事録署名人の署名	議 長	それでは、議長を務めさせていただきます。 先ず、議事録署名委員の指名を行います。 議席番号7番、議席番号8番の以上2名を指名いたします。 よろしくお願いたします。
進 行 状 況	報告第17号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」	議 長	それでは、議事を進めさせていただきます。 報告第17号「農地法第18条第6項の規定による通知について」から、報告第22号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について」までを一括して議題とします。 事務局の報告を求めます。
	報告第18号 「農地法第3条第1項第13号の規定による届出に対する専決処分について」	事務局	報告第17号「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。 貸主、借主の合意に基づきまして、解約されたものでございます。 報告第17号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、1件でございます。
	報告第19号 「農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について」	事務局	次に、報告第18号「農地法第3条第1項第13号の規定による届出に対する専決処分について」でございます。 本件は、農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号ロで規定されています、「社団法人埼玉県農林公社」が「農地売買等の事業」により、農地を取得する場合、「届出」により事務を進めることができるものでございます。 深谷市農業委員会事務専決規程により専決処分したので、報告します。 農地法第3条第1項第13号の規定による届出に対する専決処分については、1件で、合計面積は12, 122㎡です。
		事務局	次に、報告第19号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について」でございます。 本件は、相続に対する届出となります。深谷市農業委員会事務専決規程により専決処分したので、報告します。 報告第19号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について」は、合計8件です。 なお、整理番号1番の農地につきましては、あっせん希望が「有」となっておりますので、借り受けてくれる方をご存知でしたら、農業委員会事務局までお知らせください。 よろしくお願いたします。

会 議 件 名		て ん 末	
議 進	報告第20号 「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」	事務局	次に、報告第20号「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」でございます。 深谷市農業委員会事務専決規程により専決処分したので、報告します。 4条転用の届出につきましては、市街化区域内において、土地所有者本人が行う、土地の権利移転を伴わない転用でございます。「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分については」、合計6件、合計面積は2,866.22㎡でございます。
	報告第21号 「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出(農業用施設)に対する専決処分について」	事務局	次に、報告第21号「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出(農業用施設)に対する専決処分について」でございます。 深谷市農業委員会事務専決規程により専決処分したので、報告します。 本件は、農地に敷地面積200㎡未満の農業施設を建築する場合に届出を行うものです。 「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出(農業用施設)に対する専決処分については」、1件、合計面積は110㎡でございます。
	報告第22号 「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について」	事務局	次に、報告第22号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について」でございます。 深谷市農業委員会事務専決規程により専決処分したので、ご報告します。 5条の転用届出につきましては、市街化区域内において、農地の所有権移転や賃貸借等、権利の移転や設定を伴う転用でございます。 「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分については」、合計13件、合計面積は7,333㎡でございます。
行		事務局	報告第17号から報告第22号につきましては、以上でございます。
		議長	ありがとうございました。ただいま事務局より説明のありました報告第17号から報告第22号につきましては、専決処分事項でありますので、報告のみとさせていただきます。
状 況	議案第17号 「農用地利用集積計画の決定について」	議長	次に、議案第17号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
		事務局	議案第17号「農用地利用集積計画の決定について」説明させていただきます。 本議案は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、別紙の農用地利用集積計画(案)について、計画の決定を求めるものでございます。
		事務局	本日の総会において計画が決定されますと、令和元年9月13日に公告することにより、令和元年10月1日より利用権が設定されることとなります。 【議案書を朗読し、利用集積計画概要表の内容を説明】
		事務局	それでは、15ページの計画概要について説明いたします。詳細につきましては、続く16ページから22ページでございます。また、別添の議案資料の1ページに「借受人別内訳」がございますので、併せてご参照ください。

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況		事務局	16日に議席番号1番、2番、農地利用最適化推進委員15番、16番、と事務局職員で、現地確認を行いましたことを、あわせてご報告いたします。 農地法第3条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。ご審議をお願いします。
		議長	ただいま、事務局より説明のありましたとおり、現地調査に同行していただきました委員の代表として、農地利用最適化推進委員15番、議席番号2番に意見ををお願いします。
		議長	はじめに、農地利用最適化推進委員15番、お願いします。
		最適化 推進委員 15番	3条、現地確認報告をいたします。 令和元年8月16日に、私と農地利用最適化推進委員16番と事務局職員で、3条申請に関する農地の現地確認を行いました。整理番号3番の譲受人の経営地につきましては、耕耘が必要な箇所が一部ありましたが、すぐに耕作できる状態ではありましたが、また、申請地につきましては、畑への入り口に小石がありましたが、特に問題ありません。 現地確認の結果、以上1件につきましては、農地の効率的な利用が図られるものと判断し、委員の意見といたします。
		議長	農地利用最適化推進委員15番ありがとうございました。続きまして、議席番号2番をお願いします。
		2番	3条、現地確認報告をいたします。 令和元年8月16日に、私と議席番号1番と事務局職員で、3条申請に関する農地の現地確認を行いました。整理番号1番、2番の譲受人の経営地につきましては、耕作が行われておりました。 また、申請地につきましても、特に問題ありません。 現地確認の結果、以上2件につきましては、農地の効率的な利用が図られるものと判断し、委員の意見といたします。
		議長	議席番号2番ありがとうございました。 それでは、本件について一括審議いたします。 この件に関して質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議長	「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。
		議案第19号 「農地法第4条第1項の 規定による許可申請承認 について」	議長
	事務局	議案第19号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」でございます。 こちらにつきましては、本日の総会で承認いただきますと、令和元年9月3日までに深谷市へ意見書を付して進達を行い、	

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況		事務局	<p>9月中旬頃を目途に市長名で許可となる予定でございます。 また、別添の総会資料4ページを併せてご確認ください。</p> <p>整理番号1番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 申請理由についてですが、昭和30年頃から農業用施設用地として利用してきましたが、手続き未了であったため、改めて申請を行うものでございます。</p> <p>整理番号2番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 申請理由についてですが、農業経営の効率化を図り、農作業所等の整備を行うため、申請を行うものでございます。</p> <p>整理番号3番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 申請理由についてですが、昭和47年頃より農家住宅敷地の一部として利用してきましたが、手続き未了であったため、改めて申請を行うものでございます。</p> <p>整理番号4番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 申請理由についてですが、昭和60年頃より農家住宅敷地の一部として利用してきましたが、手続き未了であったため、改めて申請を行うものでございます。</p> <p>整理番号5番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 申請理由についてですが、借家住まいで手狭なため、申請地に住宅の建築を行うため、申請を行うものでございます。</p>
		事務局	農地法第4条第1項の規定による許可申請承認については、以上5件でございます。ご審議をお願いします。
	議長		ただいま事務局より説明のありました、議案第19号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」、一括審議いたします。
	議長		この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
	議長		「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
	議長		「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。
	議長		次に、議案第20号「農地法第5条第1項の規定による許可の取消申請承認について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
	事務局		それでは、議案書26ページをご覧ください。 議案第20号「農地法第5条第1項の規定による許可の取消申請承認について」でございます。

会 議 件 名		て ん 末	
議 進 行		事務局	こちらにつきましては、本日の総会で承認いただきますと、令和元年9月3日までに深谷市へ意見書を付して進達した後、9月中旬頃に処理がなされる予定でございます。
		事務局	整理番号1番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) こちらにつきましては、平成14年2月21日付で転用目的「住宅敷地」で許可をしたものでございますが、申請者の都合により、住宅建築の計画が中止になったため、申請を取消したいとの申し出がなされたものであります。
			整理番号2番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) こちらにつきましては、昭和61年8月25日付で転用目的「住宅敷地」で許可をしたものでございますが、申請者の都合により、住宅建築の計画が中止になったため、申請を取消したいとの申し出がなされたものであります。
		事務局	農地法第5条第1項の規定による許可の取消申請承認については、以上2件でございます。ご審議をお願いします。
		議 長	ただいま事務局より説明のありました、議案第20号「農地法第5条第1項の規定による許可の取消申請承認について」、一括審議いたします。
		議 長	この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。本件は、決することによろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
議 長	「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。		
状 況	議案第21号 「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」	議 長	次に、議案第21号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
		事務局	はい。事務局よりご説明申し上げます。議案書27ページをご覧ください。 議案第21号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」でございます。
		事務局	整理番号1番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) こちらにつきましては、議案書上段に記載のとおり平成30年11月に工事用地として農地法第5条の転用許可を得ました。当初計画者が進めてきた工事自体は、間もなく完了する見通しとなっておりますが、このたび公共下水道敷設工事(31-6雨水)の実施にあたり、承継者が申請地を現状のまま引き継ぎ、継続して使用するという申請でございます。 農地法に関する事務処理要領として深谷市が定めた農地調整関係事務処理要領において、農地転用許可後の転用事業の

会 議 件 名		て ん 末	
議 進		事務局	<p>促進措置として、当初の転用事業者に代わって当該許可に係る土地について、転用を希望するものがある場合には、この行為を承認し、事業を承継させる事ができるとされておりますので、こちらの要領に基づき計画変更の承認を求めるものでございます。</p> <p>こちらにつきましては、本日の総会で承認をいただきますと、令和元年9月3日までに深谷市へ進達し、9月中に処理される見通しでございます。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認については、以上1件でございます。ご審議をお願いします。</p>
		議 長	<p>ただいま事務局より説明のありました、議案第21号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」、一括審議いたします。</p>
		議 長	<p>この件に関し、質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p>
		議 長	<p>「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。本件は、決することよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p>
		議 長	<p>「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。</p>
行 状	議案第22号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」	議 長	<p>次に、議案第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。</p>
		事務局	<p>はい。事務局よりご説明申し上げます。 議案書28ページをご覧ください。</p> <p>議案第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」でございます。</p>
		事務局	<p>こちらにつきましては、本日の総会でご承認をいただきますと、令和元年9月3日に深谷市へ意見書を付して進達し、その後、深谷市で審査し、9月中旬頃を目途に市長名で許可となる予定でございます。</p> <p>農地法5条の申請につきましては、合計20件となっております。別添の総会議案資料5ページから6ページを併せてご確認ください。それでは、整理番号1番よりご説明いたします。</p> <p>【議案第22号、整理番号1番から20番を議案書をもとに朗読】</p>
		事務局	<p>整理番号1番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、親と同居しているが独立するため、申請地を譲り受けて住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号2番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、借家住まいで手狭なため申請地を借り受け、住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p>
況			

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況			きたが、手続き未了であったため、改めて申請を行うものでございます。
		事務局	整理番号14番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、借家住まいで手狭なため、申請地を借り受け、住宅の建築を行いたいという申請でございます。
			整理番号15番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、営業規模の拡大に伴い不足する駐車場を整備するため、申請地を借り受け、申請を行うものでございます。
			整理番号16番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、営業規模の拡大に伴い不足する駐車場を整備するため、申請地を借り受け、申請を行うものでございます。
			整理番号17番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、借家住まいで手狭なため、申請地を譲り受け、住宅の建築を行いたいという申請でございます。
			整理番号18番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、借家住まいで手狭なため、申請地を譲り受け、住宅の建築を行いたいという申請でございます。
			整理番号19番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、借家住まいで手狭なため、申請地を譲り受け、住宅の建築を行いたいという申請でございます。
			整理番号20番です。 こちらにつきましては、先ほどの議案第21号において議決をいただきました計画変更申請に関する転用の申請であります。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、公共下水道管布設工事(31-6雨水)施工に際し、資機材置き場及び仮設事業所が必要となるため、申請地を借り受け工事用地として利用するため申請を行うものでございます。
		事務局	農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、以上20件となります。 ご審議をお願いします。
		議 長	ただいま事務局より説明のありました、議案第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」、一括審議いたします。
	議 長	この件に関し、質疑はございますか。 「質疑なし」	
	議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)	
	議 長	「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。	

	会 議 件 名	て ん 末
会 議 進 行 状 況	農業 振興課	<p>番号13番。 (議案書・順次、所在地、地目、面積、転用目的の説明)</p> <p>番号14番。 (議案書・順次、所在地、地目、面積、転用目的の説明)</p> <p>番号15番。 (議案書・順次、所在地、地目、面積、転用目的の説明)</p> <p>番号16番。 (議案書・順次、所在地、地目、面積、転用目的の説明)</p> <p>番号17番。 (議案書・順次、所在地、地目、面積、転用目的の説明)</p> <p>番号18番。 (議案書・順次、所在地、地目、面積、転用目的の説明)</p> <p>番号19番。 (議案書・順次、所在地、地目、面積、転用目的の説明)</p> <p>番号20番。 (議案書・順次、所在地、地目、面積、転用目的の説明)</p> <p>番号21番。 (議案書・順次、所在地、地目、面積、転用目的の説明)</p> <p>番号22番。 (議案書・順次、所在地、地目、面積、転用目的の説明)</p> <p>番号23番。 (議案書・順次、所在地、地目、面積、転用目的の説明) こちらにつきましては、補足説明をさせていただきます。 当申出地は、神流川沿岸の土地改良事業が平成25年に完了した区域であり、原則、事業が完了した翌年度の平成26年から8年間を経過していなければ、除外できない区域に該当しております。しかし、農業用排水施設の新設又は変更の事業は、事業期間が長期間となり、又、受益地も広範囲となることが想定されます。このため、一切の農用地区域からの除外を認めないことは、かえって農業の振興を阻害することが考えられます。 このため、平成26年11月に「深谷市の農業の振興に関する計画」いわゆる、27号計画を策定し、計画に適合する施設である場合、除外可能となるものです。</p> <p>番号24番。 (議案書・順次、所在地、地目、面積、転用目的の説明)</p> <p>番号25番。 (議案書・順次、所在地、地目、面積、転用目的の説明)</p> <p>番号26番。 (議案書・順次、所在地、地目、面積、転用目的の説明)</p> <p>番号27番。 (議案書・順次、所在地、地目、面積、転用目的の説明)</p> <p>番号28番。 (議案書・順次、所在地、地目、面積、転用目的の説明)</p> <p>番号29番。 (議案書・順次、所在地、地目、面積、転用目的の説明)</p>

	会 議 件 名	て ん 末	
況		議 長	以上を持ちまして、本委員会に上程されました報告事案及び議案に関する審議はすべて終了いたしました。これにて、議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。
	閉会	局 長	以上で、令和元年第4回定例総会を閉会いたします。